租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

1　租税条約の相手国等との間で課税の取扱いが異なる事業体に係る課税の特例について、特定の基準所得金額の課税の特例における基準所得税額から除かれる所得税の額の計算に関する規定を定めることとする。（第２条の３関係）

2　租税条約の限度税率が住民税をも含めて規定されている場合における法人税の軽減額の計算に係る限度税率の整備を行うこととする。（第４条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととする。

4　この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和７年１月１日から施行することとする。（附則関係）